

請求事件名	請求年月日	請求の内容	請求者	備考
懲戒処分取消請求事件	昭60.3.29	昭59.10.26ストに係る昭60.3.20付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校教職員 137名	準備手続中
分限免職処分取消請求事件	平5.12.14	平5.8.31付分限免職処分についてその取消を請求	元県立学校職員 1名	同上

(2) 損害賠償請求事件

事件名(事件番号)	提訴年月日	裁判所名
損害賠償請求事件 (平4(ワ)第283号)	平4.9.21	福島地裁 郡山支部
事 件 内 容	原告の長男和光が平成3年4月23日の2校時の体育の授業中、百メートル全力疾走後に倒れ、救急車で病院に搬送されたが死亡した。この死亡について原告は、他の生徒が和光に対して首をしめる等の暴力を加えたためであるとして、9,300余万円の損害賠償を請求した。	
原 告	我妻 和博 敏枝	被 告 白河市
事件名(事件番号)	提訴年月日	裁判所名
損害賠償請求事件 (平6(ワ)第142号)	平6.9.1	福島地裁 会津若松支部
事 件 内 容	鈴木恵は平成5年9月18日に遅刻して登校したところ、クラス担任から遅刻に対する指導中に暴行を受け左耳突発性難聴等の傷害を負ったとして、3,800余万円の損害賠償を請求した。	
原 告	鈴木恵 ほか2名	被 告 福島県
事件名(事件番号)	提訴年月日	裁判所名
損害賠償請求事件 (平6(ワ)第55号)	平7.2.17	福島地裁 郡山支部
事 件 内 容	原告の長男哲郎が平成6年5月18日に学校付近道路をオートバイで走行中、身元確認のため同校教諭が運転する車両の追跡を受け、高速度で運転を誤り道路標識の鉄柱に激突し重体となり病院で治療を受けたが死亡したのは、追跡行為を強行したためであるとして、6,000余万円の損害賠償を請求した。	
原 告	丹治 正位 秀子	被 告 福島県
事件名(事件番号)	提訴年月日	裁判所名
国家賠償等請求事件 (平6(ワ)第18337号)	平6.9.14	東京地裁
事 件 内 容	原告は、郡山市安積町における宅地造成事業に係る埋蔵文化財の発掘調査(財)郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団受託)について、その費用を原告が負担するのは法的根拠がなく、郡山市の不法行為により負担を強制されたものであり、郡山市を指導する国または県も共同不法行為の責任を負うとして、国家賠償法等に基づき4億643万余円の損害賠償を請求した。	
原 告	株式会社 都市工学研究所	被 告 国、福島県、郡山市 (財)郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団